

議案第27号

【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するものです。

【条例改正の背景】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子のある幼稚園教育職員から当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、当該職員に超過勤務をさせてはならないこととします。
- ②小学校に就学している子を養育する幼稚園教育職員は、1日につき2時間を超えない範囲で子育て部分休暇を取得できることとします。
- ③幼稚園教育職員から介護の申出があった場合における意向確認等及び介護両立支援制度等の利用に係る措置を定めます。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日